

○運転免許取得者等検査の認定に関する細則

令和4年5月10日

公安委員会規則第14号

改正 令和7年3月21日公安委員会規則第11号

運転免許取得者等検査の認定に関する細則をここに公布する。

運転免許取得者等検査の認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許取得者等検査の認定等に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定及び認定の申請)

第2条 法第108条の32の3第1項の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書により申請を行うものとする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査

- ア 運転免許取得者等検査の指定申請書（別記第1号様式）
- イ 運転免許取得者等検査の認定申請書（別記第2号様式）

(2) 運転技能検査同等方法による検査

- ア 運転免許取得者等検査の指定申請書（別記第3号様式）
- イ 運転免許取得者等検査の認定申請書（別記第4号様式）

(申請書の審査)

第3条 公安委員会は、前条の規定による指定及び認定の申請があったときは、規則第2条、第3条及び第4条に規定する基準に適合しているか否かについて審査を行うものとする。

(指定書の交付)

第4条 公安委員会は、規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号の規定により、運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定したときは、次の各号に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める指定書の交付を行うものとする。

- (1) 認知機能検査同等方法による検査 指定書（別記第5号様式）
- (2) 運転技能検査同等方法による検査 指定書（別記第6号様式）

(指定の取消し)

第5条 公安委員会は、前条の規定による指定を受けた者が、指定の要件を満たさなくなつたときは、当該指定を取り消すものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対して次の各号に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める指定取消通知書により通知するものとする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査 指定取消通知書（別記第7号様式）

(2) 運転技能検査同等方法による検査 指定取消通知書（別記第8号様式）

（認定認知機能検査結果通知書の交付）

第6条 規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で法第108条の32の3第1項の認定を受けたもの（以下この条において「認定認知機能検査」という。）を行う者は、規則第9条第1項の規定により、認定認知機能検査を受けた者に対して、その者が受けた検査の結果に対応した次の各号に掲げる認定認知機能検査結果通知書の交付を行うものとする。

(1) 記憶力・判断力が低くなつており、認知症のおそれがある者 認定認知機能検査結果通知書（別記第9号様式）

(2) 「認知症のおそれがある」基準に該当しない者 認定認知機能検査結果通知書（別記第10号様式）

（認定運転技能検査受検結果証明書の交付）

第7条 規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で法第108条の32の3第1項の認定を受けたもの（以下この条において「認定運転技能検査」という。）を行う者は、規則第9条第2項の規定により、認定運転技能検査を受けた者に対して、認定運転技能検査受検結果証明書（別記第11号様式）の交付を行うものとする。

（帳簿の作成）

第8条 規則第10条第1項に規定する特定検査を行う者が備えるべき帳簿は、次の各号に掲げる検査の種別に応じた検査記録簿とする。

(1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査記録簿（別記第12号様式）

(2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査記録簿（別記第13号様式）

（変更届）

第9条 規則第8条第1項及び第3項の規定による申請書の記載事項又は添付書類の内容の変更の届出は、変更届（別記第14号様式）により行うものとする。

(申請書等の提出)

第10条 申請書及び変更届については、交通部免許管理課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続)

第11条 規則第14条に規定する運転免許取得者等検査の認定申請に係る電磁的記録媒体については、光ディスク、USBメモリ、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであって、鹿児島県警察の使用に係る電子計算機若しくは周辺機器に挿入し、又は接続できるものとする。

- 2 電磁的記録媒体に記録するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。
- 3 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。
- 4 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載したラベルを貼付しなければならない。
 - (1) 提出者の名称
 - (2) 提出年月日

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日公安委員会規則第11号)

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の運転免許取得者等検査の認定に関する細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式(第2条関係)

運転免許取得者等検査の指定申請書
認知機能検査同等方法

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式(第2条関係)

<p>運転免許取得者等検査の認定申請書 認知機能検査同等方法</p> <p>年　月　日</p> <p>鹿児島県公安委員会 殿</p> <p>住 所</p> <p>申請者</p> <p>氏 名</p> <p>道路交通法第108条の32の3の規定による認定を受けたいので申請します。</p>	
認定を受けようとする者の 氏名又は名称及び住所、法 人にあってはその代表者の 氏名	
運転免許取得者等検査に使 用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使 用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方 法の区分	
運転免許取得者等検査の方 法の名称	
添 付 書 類	

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及
び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

第3号様式(第2条関係)

運転免許取得者等検査の指定申請書
運転技能検査同等方法

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所
申請者 氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第4号様式(第2条関係)

運転免許取得者等検査の認定申請書 運転技能検査同等方法	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者	住 所
	氏 名
道路交通法第108条の32の3の規定による認定を受けたいので申請します。	
認定を受けようとする者の 氏名又は名称及び住所、法 人にあってはその代表者の 氏名	
運転免許取得者等検査に使 用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使 用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方 法の区分	
運転免許取得者等検査の方 法の名称	
添 付 書 類	

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及
び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

第5号様式(第4条関係)

第 号

指 定 書
認知機能検査同等方法

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第6号様式(第4条関係)

第 号

指 定 書
運転技能検査同等方法

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第7号様式(第5条関係)

指 定 取 消 通 知 書
認知機能検査同等方法

年 月 日

住 所

殿

鹿児島県公安委員会

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第8号様式(第5条関係)

指 定 取 消 通 知 書
運転技能検査同等方法

年 月 日

住 所

殿

鹿児島県公安委員会

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第9号様式(第6条関係)

にんていにんちきのうけんさけつかつうちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゅう 住 所
し めい
氏 名
せいねんがつび
生年月日
けんさねんがつび
検査年月日
けんさばしょ
検査場所

そぞうてん
総合点 てん
点
(A てん
点)
(B てん
点)

きおくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっています。 にんちしよう
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図

が遅れたりする傾向がみられます。
こんご うんてん じゅうぶんあゆうい いし かぞく そうだん すす
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧め
します。
りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また いし しんだんしよ ていしゆつ
また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提出していただく
お知らせが公安委員会からあります。
し こうあんわいんかい
しんだん けつか にんちしよう はんめい うんてんめんきよ とりけ ていし
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という
ぎょうせいじよぶんたいしよ
行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしようとう こうしんてつづき さい しよめん からら じさん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地

名 称

管理者

印

にんていいにんちきのうけんさ はんていい けいさんどう
認定認知機能検査の判定や計算等について

そぞうてん はんていい
総合点による判定

てんみまん きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしよう
36点未満 記憶力・判断力が低くなっています、認知症のおそれがある。

はんていい きじゅん てんすう てん にんちきのうけんさ けつか にんちしようせんもんい しんだんけつか
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果と
かんぱい とうれいてき ぶんせき さだ
の関係を統計的に分析して定められたものです。
にんていいにんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じようきょう かんい けんさ かくにん
認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するも
にんちしよう しんだん おな
ので、認知症の診断を行うものではありません。
そぞうてん てんみまん ただ にんちしよう しめ
したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すもの
てんじょう かなら にんちしよう しめ
ではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すも
きおくりよく はんだんりよく ふあん ほう ちか いりようきかんとう そだん
のではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談さ
すす
れることをお勧めします。
にんちしよう めんきょしょとう こうしん ただ めん
認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免
きよ と け けいさつ れんらく いし しんだん う
許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受け
ることになります。
にんちしよう しんだん ばあい めんきょ と け また ていし こんかく けんさけつか
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査結果に
ごしもん ほう にんていいにんちきのうけんさ おこな す とどうふけんけいさつ
について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察
うんてんめんきよたんとうか と あ
の運転免許担当課までお問い合わせください。

そぞうてん けいさん
総合点の計算

そぞうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
ただ かくとう おお そぞうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そぞうてん
総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

きおく しゆるい なまえ ただ かくとう てん
Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点
すう ただ かくとう てんすう
数です。正しく回答すると点数がつきます。
とし つき ひ ようび じこく ただ かくとう
Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての
てんすう ただ かくとう てんすう
点数です。正しく回答すると点数がつきます。

第10号様式(第6条関係)

にんていにんちきのうけんさけつかつうちしょ
認定認知機能検査結果通知書

じゅう 住 所
し 氏 名
せいねんがつび
生年月日
けんさねんがつび
検査年月日
けんさばしょ
検査場所

にんちしきょう きじゅん がいどう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかく けつか きおくりよく はんだんりよく ていか いみ
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。
こじんさ かれい にんちきのう しんたいきのう へんか じぶんじしん
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の
じようたい つね じかく おう うんてん たいせつ
状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。
きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいす
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図
おく けいこう こんご うんてん じゅうぶんちゅうい
が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしようとう こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

にんていにんちきのうけんさ はんてい けいさんどう
認定認知機能検査の判定や計算等について

そぞうてん はんてい
総合点による判定

てんみまん きおくりよく はんだんりよく ひく
36点未満 記憶力・判断力が低くなっています、認知症のおそれがある。

はんてい きじゅん てんすう てん にんちきのうけんさ けつか にんちしようせんもんい しんだんけつか
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果と
かんぱい とうれいてき ぶんせき さだ
の関係を統計的に分析して定められたものです。
にんていにんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じようきょう かんい けんさ かくにん
認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するも
にんちしよう しんだん おな
ので、認知症の診断を行うものではありません。
そぞうてん てんみまん ただ にんちしよう しめ
したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すもの
てんじょう かなら にんちしよう しめ
ではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すも
きおくりよく はんだんりよく ふあん ほう ちか いりようきかんとう そだん
のではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談さ
すす
れることをお勧めします。
にんちしよう めんきょしょとう こうしん ただ めん
認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免
きよ と け けいさつ れんらく いし しんだん う
許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受け
ることになります。
にんちしよう しんだん ばあい めんきょ と け また ていし こんかく けんさけつか
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査結果に
ごしもん ほう にんていにんちきのうけんさ おこな す とどうふけんけいさつ
について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察
うんてんめんきよたんとうか と あ
の運転免許担当課までお問い合わせください。

そぞうてん けいさん
総合点の計算

そぞうてん つぎ けいさんしき あ さんしゅつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
ただ かくとう おお そぞうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。
そぞうてん
総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$
きおく しゅるい なまえ ただ かくとう てん
Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点
すう ただ かくとう てんすう
数です。正しく回答すると点数がつきます。
とし つき ひ ようび じこく ただ かくとう
Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての
てんすう ただ かくとう てんすう
点数です。正しく回答すると点数がつきます。

第11号様式(第7条関係)

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日 生

前記の者は、 年 月 日、 において、道路
交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する運転免許取得者等検査で同
項の認定を受けたもの(認定運転技能検査)を受けた者であることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果

点

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとして、又は受けている者

〈合 格 基 準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第12号様式(第8条関係)

認定認知機能検査記録簿					
自 年 月 日			名 称		
至 年 月 日			代表者		
番号	氏名 生年月日	住 所		検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第13号様式(第8条関係)

認定運転技能検査記録簿					
自 年 月 日			名 称		
至 年 月 日			代表者		
番号	氏名 生年月日	住 所		検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

第14号様式(第9条関係)

変更届		
第 年 月 号 年 月 日		
鹿児島県公安委員会 殿		
認定検査実施者		
変更年月日 変更内容		
変更理由		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。